

# 重要事項説明書

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービス)

医療法人徳洲会

近江草津徳洲会訪問看護ステーション

# 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 徳洲会
代表者氏名	理事長 東上 震一
本社所在地	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
連絡先	電話 06-6346-2888 FAX 06-6346-2889

## 2 利用者への訪問看護提供を実施する事業所

### (1) 事業所の名称等

事業所名称	医療法人徳洲会 近江草津徳洲会訪問看護ステーション
指定事業所番号	2560690121
事業所所在地	滋賀県草津市東矢倉3丁目34番52号
連絡先	電話 077-516-2763 FAX 077-562-5409
相談担当者	管理者 林 美保(看護師)
通常の事業の実施地域 小学校校区	草津市全域、栗東市(金勝、葉山、葉山東を除く)、大津市{瀬田(瀬田、瀬田東、瀬田北、瀬田南) 青山(桐生を除く)} その他でも相談に応じます

### (2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	疾病や負傷等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態及び介護予防状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者(居宅において継続して療養を受ける必要があるとかかりつけの医師が認めた者)に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供する。 この事業は健康保険法・介護保険法の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援することを目的とする。
運営方針	①利用者の心身機能の維持回復を図る ②利用者またはその家族に対する療養上の世話・指導または説明を行う ③適切な看護技術の提供 ④市町村、その他への事業所との連携に努める

### (3) 事業所の職員体制及び職務内容

職員体制	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	職員の管理及び適切な事業の運営
訪問看護提供者	看護師	1名		1名	訪問看護の提供(管理者と兼務)
	看護師	3名	0名	3名	訪問看護の提供
訪問リハビリ提供者	理学療法士		3名	3名	訪問リハビリ提供
訪問リハビリ提供者	作業療法士		1名	1名	訪問リハビリ提供
事務職員			1名	1名	運営に関する財務・統計等事務全般

令和8年4月1日現在

### (4) 営業日および営業時間

営業日：月曜日～金曜日　ただし祝祭日・年末年始(12月31日～1月3日)は除く

営業時間：8：30～17：00

## 3 サービスの内容について

### (1) 看護計画

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「訪問看護指示書」「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。

「訪問看護計画」は利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の計画を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。

### (2) サービス内容

- 健康状態の観察と助言
  - ・健康のチェックと助言（血圧、体温、呼吸、脈拍）
  - ・特別な病状の観察と助言　　・心の健康チェックと助言（生きがい、隣人とのつながりなど）

#### ○日常生活の看護

- ・清潔、食生活、排泄のケア　　・療養環境の整備　　・寝たきり予防のためのケア

#### ○在宅リハビリテーション看護

- ・体位交換、関節などの運動や動かし方の指導　　・生活の自立・社会復帰への支援
  - ・日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、入浴、歩行ほか）　　・外出・レクリエーションの支援
- （理学療法士等による（介護予防）訪問看護は　看護業務の一環として行われるリハビリテーションを中心としたものであるため、より専門性の高い有資格者のリハビリテーション職員（理学療法士等）が看護職員の代わりにサービスを行います）

#### ○心理的な看護

- ・不安な精神、心理状態のケア　　・生活リズムの調整

○認知症の看護

- ・認知症状に対する看護・介護相談
- ・生活リズムの調整
- ・服薬管理
- ・コミュニケーションの援助
- ・事故防止のケア

○医療処置に関わる指導・援助

- ・病気への看護と療養生活の相談
- ・床ずれ、その他創部の処置
- ・医療機器や器具使用者のケア
- ・服薬指導、服薬管理、服薬状況（残薬の状況を含む）
- ・その他、主治医の指示による処置

○療養環境改善のアドバイス

- ・住宅改修の相談
- ・療養環境の整備
- ・福祉用具導入のアドバイス

○介護者の相談

- ・介護負担に関する相談
- ・健康管理、日常生活に関する相談
- ・精神的支援
- ・患者会、家族会、相談窓口の紹介

○在宅ケアサービス（社会資源）の使い方相談

- ・自治体の在宅サービスや保健、福祉サービス紹介
- ・各種サービス提供機関との連絡、調整

○終末期の看護

- ・痛みのコントロール
- ・療養生活の援助
- ・療養環境の調整
- ・看取りの体制への相談、アドバイス
- ・本人、家族の精神的支援

#### 4 基本利用料その他の費用

別紙参照（介護保険料金表 有償サービス料金表）

#### 5 請求及び支払い方法について

##### 利用料金のお支払い方法

- （1） 提供するサービスの利用料・利用者負担額を1ヶ月ごとに計算しご請求します。
- （2） 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付し、利用者へ送付します。
- （3） 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに、口座自動引き落としの方法で支払います。
- （4） 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

## 6 サービス提供の記録

- (1) 事業所は、訪問看護の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後5年間は保管します。
- (2) 利用者は、事業所の営業時間内に事業所内において、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- (3) 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の写しを希望する場合、交付を受けることができます。

## 7 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が発生したときは、必要に応じて看護師として実施可能な応急手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等の措置を講じます。

## 8 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 9 事故発生時の対応方法について

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、滋賀県、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者の責めに帰する事由により、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲において速やかに利用者に対して損害を賠償します。

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	林 美保
-------------	-----	------

- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止の基本的な考え方、事業所内の組織、研修に関する基本方針、万が一虐待が発生した場合の対処方法などを明確にします。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 成年後見制度の利用を支援します。

## 1.1 身体的拘束の禁止について

- (1) サービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には事前に利用者または家族等に身体的拘束等の様態等を説明します。やむを得ない事情により事前に説明を行わなかった場合には、身体的拘束等を行った後速やかに利用者またはその家族等に説明します。

## 1.2 秘密の保持と個人情報の保護について 別紙参照

- (1) 事業者は、個人情報保護法及び利用者の個人情報について厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た個人情報については介護サービス提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ、利用者または代理人の了解を得るものとする。

## 1.3 居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護等の提供にあたり、各医療機関、居宅介護支援事業所及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防)訪問看護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護（介護予防）支援事業者に送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供が終了した場合は、その内容を記した書面または其の写しを速やかに居宅介護（介護予防）支援事業者に送付します。

## 1.4 衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに必要に応じて近江草津徳洲会病院感染対策管理室の助言、指導を求めます。
  - ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
  - ・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ・従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 1.5 サービス提供に関する相談又は苦情について

(1) 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

1. 要望箱の設置（訪問看護ステーション入口前にあり）
2. 電話による連絡先 担当者：林 美保（管理者 看護師）  
（受付時間：月曜日～金曜日の9時から17時、電話：077-516-2763 FAX：077-562-5409）
3. 当事業所以外に、保険者である市町村、滋賀県、滋賀県国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができます。

◇草津市役所 健康福祉部 介護保険課 介護保険係 草津市草津3丁目13番30号  
TEL077-561-2369(直通) FAX077-561-2480

◇大津市役所 健康福祉部 介護保険課 大津市御陵町3-1  
TEL077-528-2753(直通) FAX077-526-8382

◇栗東市役所 長寿福祉課 介護保険係 栗東市安養寺一丁目13番33号  
TEL077-551-0281(直通) FAX077-551-0548

◇滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課 大津市中央4丁目5番9号  
TEL077-522-0065(直通) FAX077-510-6606

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順

1. 管理者は、利用者から相談及び苦情が発生した場合には、具体的な事情を利用者から聴取します。
2. 管理者は、当該訪問看護師等から事情聴取し利用者からの苦情との整合性を確認し、事実関係を明確にします。
3. 管理者は、事実関係を確認した後、当該訪問看護師に対する教育指導や利用者へ謝罪や説明等の具体的な処理を実行します。
4. 苦情の再発防止対策のため、処理の終了した苦情について、苦情処理台帳に内容を記載し、改善がなされたのか検証を行うとともに、訪問看護師の事例検討会等に有効利用します。

## 1.6 業務継続計画の策定について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し、また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 17 ハラスメントについて

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 18 駐車スペースについて

訪問は主に車で行っております。駐車スペースの確保にご協力お願い致します。

## 19 その他

当事業所では利用者へのサービス内容 運営状況が適切に行われているかどうかを評価するため第三者「公益社団法人かながわ福祉サービス振興会」による評価受審を実施しました（実施日令和3年10月1日）。

## 訪問看護サービスについて

私は、当事業所の重要事項を説明しました。

説明日	令和 年 月 日
事業所法人名	医療法人 徳洲会
事業所住所	滋賀県草津市東矢倉3丁目34番52号
事業所名	医療法人徳洲会 近江草津徳洲会訪問看護ステーション
説明者氏名	

私は、貴事業所の重要事項の説明を受け同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

記入日	令和 年 月 日
ご本人	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
ご本人住所	
署名代理人名	続柄 ( )
署名代理人住所	